

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

## この書面をよくお読みください。

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

・投資信託受益権、国債証券等を当行の口座でお預かりする場合には、口座管理料は頂戴しません。

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当行では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

## 当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行では、投資信託または国債証券等取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## この契約の終了事由

当行の投資信託または国債証券等取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合

## 当行の概要

商号等	株式会社北日本銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号
本店所在地	〒020-8666 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
加入協会	日本証券業協会 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
当行の 苦情処理措置 及び 紛争解決措置	お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。 ●特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター ●一般社団法人全国銀行協会 【連絡先】証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005（受付時間：平日9時から17時） 【連絡先】一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772（受付時間：平日9時から17時） （注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。
資本金	77億円（2023年3月31日現在）
主な事業	銀行業および登録金融機関業務
設立年月	1942（昭和17）年2月
連絡先	お取引のある本支店、または下記コンタクトセンターまでご連絡ください。 フリーダイヤル0120-86-2589 受付時間：平日9時から17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上